

「福井県公害防止条例の一部を改正する条例案」に関する  
 県民パブリックコメントの意見募集結果

No.	提出された意見の概要	意見に対する県の考え方
1	1 第33条(汚水等の量等の測定)について ①「測定結果を記録し、これを保存しなければならない」との改正は理解できるが、現行の第33条の測定は条例施行規則第21条で6ヶ月に1回以上行い、3年間保存しなければならないとしており、現実的には運用されており、改正の意図が不明。	御指摘のとおり、これまでも、測定結果の記録および記録の保存については、条例施行規則で義務付けされてきましたが、その趣旨をさらに明確にするため、条例に規定するものです。
2	②行政指導している「測定頻度に関する指導方針」を強化して、これらの測定記録等も全て3年間保存する必要が出てくることに事業者側の負担増の懸念がある。	御指摘の趣旨は、「測定頻度に関する指導指針」に基づいて行われた測定の結果についても、3年間の保存義務がかかることとなると、事業者側の負担増の懸念があるということかと思われませんが、今回は、条例のみを改正するものであり、同指導方針を強化する（また、それにより、同指導方針に基づく測定記録等に保存義務を課す）ものではありません。
3	2 第34条の2（汚水等を排出し、または発生させる者の責務）について ①現行の条例で報告の徴収、立ち入り検査等が実施出来る事となっており、責務の内容が具体的に示されない中での条例への追加は、行政指導の余地を多くして、規制を厳しくする事につながる事になり、賛成できない。	今回追加します責務規定は、事業者の主体的な判断により、必要な措置を講ずることを求める趣旨のものであり、この規定を根拠として、事業者に対し、行政指導により厳しい措置を求めるものではありません。
4	②これが、事業者側の自主管理を促すものであれば、自主管理としての測定、行政指導による測定等は自主的測定であり、必ずしも公定法によらない測定等も認めて、事業者側の自主管理の余地を残すべきと考える。	法や条例による測定義務に基づき行う測定については、定められた方法により測定を行っていただく必要がありますが、それ以外の自主管理等として行っていただく場合には、公定法によらない測定方法をとっていただくことも可能です。

No.	提出された意見の概要	意見に対する県の考え方
5	③また、責務としての自主管理、環境マネジメントシステム等による自主管理実施者については、届出の負担軽減等のインセンティブを考えるべき時期と思う。	<p>条例に基づく届出は、施設の設置・変更や代表者の氏名等の変更、事故時の届出等です。</p> <p>これらは、日常的な自主管理の質の高低を問わず必要となるものであり、環境マネジメントシステム等とは趣旨・目的が異なるものと考えます。</p>
6	3 第59条(20万円以下の罰金に処する)について ①三 「第33条の・・・記録せず・・・、または記録を保存しなかった者」の適用範囲は「法令の測定頻度」、「条例、施行規則の測定頻度」、「行政指導の測定頻度」かを明確にする必要がある。本来は法令の測定頻度と考える。	御指摘の第59条第1項第3号の罰則は、条例第33条の規定に違反した者、すなわち同条および同条に基づく施行規則に定める頻度で測定を行わなかった者に対して適用されるものです。
7	4 第62条(氏名変更等の届出不履行に対する過料の導入)について ①届出者が法人代表者の委任状により拠点事業所の事業所長・工場長の場合、法人代表者の変更についてもこの条項は適用されるのか？法人として届出者に委任されている事であり、届出者が変更になった場合以外は適用すべきでないとする。	法人代表者の委任状により届出者が拠点事業所の工場長等とされている場合であっても、法人の代表者の氏名は、条例に定める届出事項であり、法人代表者の変更の際には氏名等変更届出が必要となるため、届出をしなかった場合には第62条の適用対象となります。
8	②届出をせずとはどこまでを含めるのか、上記の場合の単なる届けで忘れまで含めるのか、①の場合の過料の範囲を明確にしないと、県の出先の担当者の判断により、バラツキが出ると考える。	<p>失念による届出漏れも含め、適切に執行してまいります。</p> <p>また、健康福祉センターによって判断に差がでないよう、マニュアルを作成し、対応していきます。</p>
9	5 その他 今回の条例改正は国の法令改正に合わせたものであろうが、福井県の環境保全の現況、事業者への負担軽減等を勘案して行わないと何の為、誰の為の公害防止条例か分からなくなると考える。	今回の改正は、法改正の趣旨を条例に取り入れるものですが、福井県民の健康の保護および生活環境の保全の向上を図るためには、そのような改正が必要との判断に基づき、改正を行うこととしたものです。